5　法第六十八条の三十五第三項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する連結法人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三十九条の六十九第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第八十一条第三項」を削り、「若しくは第六項又は第六十八条の二十一第二項」を「又は第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十九条の六十九第三項に次の一号を加える。

十六　平成二十六年改正法附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三十九条の六十九第四項中「第七号」を「第八号」に、「前項第八号から第十四号まで」を「前項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九条の七十第一項及び第二項中「第七号」を「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九条の七十一第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第八十一条第三項」及び「又は第六十八条の二十一（第二項に係る部分に限る。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七（第二項に係る部分に限る。）の規定

第三十九条の七十二第三項中「又は債権」を削り、「資源開発法人（同号ハに規定する資源開発法人をいう。以下この条において同じ。）」を「同項第一号の資源開発事業法人及び同項第二号の資源開発投資法人」に改め、「又は資源開発法人に対する債権」を削り、「当該資源開発法人の同号」を「これらの法人の同項第六号」に改め、「（第六項において「資源」という。）」を削り、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項第一号中「及び第三号」を削り、「株式等又は債権」を「株式等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第八項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「又は資源特定債権」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を同条第十項とし、同条第十四項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条第十六項中「又は債権の全部又は」を「の全部又は」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項第一号中「又は債権」を削り、同項第二号中「株式等又は債権」を「株式等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「又は第七号」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項を同条第十六項とし、同条の次に次の二条を加える。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第三十九条の七十二の二　法第六十八条の四十三の二第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む連結事業年度（その締結した日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その締結した日を含む事業年度。次項において「締結連結事業年度等」という。）開始の時においてその有する法人税法施行令第百十九条の二第二項に規定するその他有価証券（株式及び出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上である金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

2　前項に規定するその他有価証券の帳簿価額は、締結連結事業年度等において当該その他有価証券につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第百二十一条の十一第三項又は第百二十二条の八第四項の規定（締結連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同令第百二十一条の十一第三項又は第百二十二条の八第四項の規定）の適用がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の帳簿価額とする。

3　法第六十八条の四十三の二第一項に規定する政令で定めるものに該当する連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する投資事業有限責任組合（次項において「投資事業有限責任組合」という。）に係る組合員の出資の予定額として財務省令で定める金額が二億円以上であることとする。

4　連結親法人又はその連結子法人が、法第六十八条の四十三の二第一項に規定する適用連結事業年度終了の時又は同条第五項に規定する適格分割等の直前の時において、同条第一項に規定する新事業開拓事業者（以下この条において「新事業開拓事業者」という。）の株式をその組合財産とする投資事業有限責任組合の組合員の持分及び当該新事業開拓事業者の株式で当該投資事業有限責任組合の組合財産でないものの双方を有する場合において、当該投資事業有限責任組合につき同項又は法第六十八条の四十三の二第五項の規定の適用を受けるときは、これらの株式の帳簿価額は、これらの株式をそれぞれ銘柄が異なる株式として法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二第一目の二の規定により計算した金額とする。

5　連結親法人又はその連結子法人が新事業開拓事業者の株式につき法第六十八条の四十三の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該適用を受ける連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

6　連結親法人又はその連結子法人が新事業開拓事業者の株式につき法第六十八条の四十三の二第五項の規定の適用を受ける場合には、当該適用に係る同条第六項に規定する書類に財務省令で定める書類を添付しなければならない。